

安曇野市土地利用審議会 会議概要

1 審議会名	第145回安曇野市土地利用審議会
2 日 時	令和7年1月23日(木)午後1時24分から午後3時11分まで
3 会 場	安曇野市役所
4 出席委員	7名中7名(委員名簿非公開)
5 市側出席者	山田課長、由井課長補佐、黒岩主査、城田主事(都市計画課) 高木課長、宮川係長(建築住宅課)
6 公開・非公開の別	非公開
7 非公開の理由	安曇野市附属機関等の設置及び運営に関する指針(平成27年安曇野市告示第334号)第7条第3号に該当するため
8 会議概要作成年月日	令和7年1月27日

1 会議の概要

- (1) 開 会
- (2) あいさつ
- (3) 報告事項
- (4) 意見聴取
- (5) そ の 他
- (6) 閉 会

2 議事概要

【1】報告事項

- ・第145回土地利用審議会議事録について
…誤り等のないことを確認した。

【2】意見聴取

- ・意見聴取(1):穂高地域特定開発第6-16号

資料説明(事務局)

- 従業員駐車場とのことだが、駐車台数36台は適切な規模なのか。
→ 駐車場は、従業員が十分に止めることができ、かつ、既存の登山者駐車場が満車になった場合に本駐車場を利用することを想定した規模となっている。
- 出入口に何らかの標記をしておかないと一般の人に使われる可能性があるのではないかと。
→ 安全対策としてチェーン等で施錠するとのことである。
- 従業員の車について、山に登った後は数か月間放置されるのか。
→ 山で過ごす期間については様々であるが、数か月間山に籠る従業員もいれば、リゾートバイト等であれば1、2週間程度で山を降りる従業員もいると思う。
- 相当の期間車が置きっぱなしになるということだが、防犯面はどうなのか。
→ 穂高の宮城で同形態の駐車場が設置されていたがトラブルは発生していないと聞いている。防犯面への懸念については事業者に伝えさせていただく。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える)

・意見聴取（２）：穂高地域特定開発第6-17号

資料説明（事務局）

- 従業員駐車場へは東側の市道から進入するとのことだが、市道の交通量が増加することを考えると、北側の県道から直接出入りするほうが望ましいと思う。
→ 来客者駐車場と従業員駐車場を通り抜け可能な状態にすることで、一般の来客者が東側市道に通り抜けることに繋がり、結果として交通量が増加することになるという説明が地元説明会の中でなされている。
- 道路との境にも植栽をする計画であるが、高木等は控えた方がよいと思う。
→ 視認性が確保できる程度の中高木の植栽を行うと聞いている。
- 既存の建物を除却する部分については、舗装された後、新たに浸透柵を設置する予定か。
→ その通りである。

（本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える）

・意見聴取（３）堀金地域特定開発第6-19号

資料説明（事務局）

- 今後開発の予定があるという土地はどこか。
→ 今回の計画地のうち、北側の三角形の箇所については、東側の住宅の敷地拡張として開発される予定である。

（本案件については、所定の手続きを進めていただき問題ないと考える）

・意見聴取（４）：穂高地域特定開発第6-20号

資料説明（事務局）

- 敷地の中に水路敷があるが今後の取り扱いは。
東側の敷地はどのように利用されるのか。
→ 水路の機能は残すとのことである。また、東側の敷地については駐車場が確保されており、従業員駐車場、代車の駐車スペース、新車の在庫を置いておく部分になる。
- 水路機能に支障が出ないように願います。

（本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないと考える）

・意見聴取（５）：堀金地域特定開発第6-22号

資料説明（事務局）

- 説明会の中ではどのような意見が出たか。農地の中に規模の大きな住宅地が形成されることに対して意見等は出されていないのか。

→ 説明会では、緑地の位置について、県道との交差点の隅切り部分の拡幅、区への加入、通学路の安全対策、県道の拡幅、造成の仕上がり高について、以上計6件の質問が出されている。

○ 緑地の管理についてはどうなるか。

→ 今回の緑地は都市計画法に基づいて設置される開発緑地となる。管理については、市と居住者で管理協定を締結し、土地は市に帰属を受け、日常の管理は居住者に行ってもらえることになる。

(本案件については、委員から出された意見を踏まえて所定の手続きを進めていただき問題ないとする)

【3】その他

- ・次回審議会日程

以上